

令和8年2月19日

各社会福祉法人等 代表者 様
各障害福祉サービス事業所 管理者 様
各障害者支援施設 施設長 様
各障害児通所支援事業所 管理者 様
各障害児入所施設 施設長 様

広島県健康福祉局障害者支援課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

令和8年度の福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に係る
処遇改善計画書の提出期限について（通知）

このことについて、先般、厚生労働省およびこども家庭庁において福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の処遇改善報告書の様式の見直しが検討されており、見直し後の様式については3月上旬を目途に発出すると通知がありました。

そのため、処遇改善加算の計画書の提出については、通常、処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととしているところ、令和8年4月及び5月分を申請する事業者は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画とあわせて、令和8年4月15日までに提出することとする予定です。この際、これらの事業者に所属する令和8年6月以降に処遇改善加算が新設されるサービス（計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援）の障害福祉サービス等事業所（以下「加算新設事業所」という。）に係る処遇改善計画についてもあわせて提出することとする予定です。

ただし、加算新設事業所のみが所属する事業者が、令和8年6月以降に処遇改善加算を申請する場合は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画書について、令和8年6月15日までに提出することとする予定です。

本件に関する最新の情報につきましては、随時提供いたしますので、引き続きご確認いただきますようお願い申し上げます。

担当 指導検査グループ
電話 082-513-3158
(担当者 生駒)